

羽咋市最低制限価格設定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び羽咋市財務規則（昭和40年4月1日規則第6号）第89条第2項の規定により最低制限価格を設定するときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格を設定する契約の種類は、競争入札に付する建設工事及び業務委託とする。

(建設工事における最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 土木工事については、次に掲げる額の合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、アからエの合計額からスクラップ処分益を控除した額）

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 建築工事及び設備工事その他工事については、次に掲げる額の合計額（スクラップ処分益が計上されている場合は、アからエの合計額からスクラップ処分益を控除した額）

ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額と直接工事費に10分の1を乗じて得た額の合算額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、契約の種類及び内容等により必要と認めるときは、10分の9.2から10分の7.5までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額を最低制限価格とする。

3 市長が特に必要と認める場合は、前項の規定によらず、最低制限価格を定めることができる。

(測量、設計等業務委託における最低制限価格の算出方法)

第4条 測量、設計等業務委託における最低制限価格の算出方法は、次の各号に掲げる業務の種別に応じ、設計書等に基づき算出した当該各号に掲げる額とする。ただし、第1号から第3号に掲げる業務については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額

とし、第4号に掲げる業務については、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、第5号に掲げる業務については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては、当該予定価格の3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 建設コンサルタント業務（水道施設及び下水道施設含む）については、次に掲げる額の合計額

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 建築又は設備設計業務については、次に掲げる額の合計額

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 補償コンサルタント業務については、次に掲げる額の合計額

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額

(4) 測量業務については、次に掲げる額の合計額

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 地質調査業務については、次に掲げる額の合計額

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、10分の6から10分の8までの範囲内（前項第4号に係る業務については、10分の6から10分の8.2までの範囲内、前項第5号に係る業務については、3分の2から10分の8.5までの範囲内）の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とする。

3 市長が特に必要と認める場合は、前項の規定によらず、最低制限価格を定めることができる。

（最低制限価格の周知）

第5条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関

し、最低制限価格が設定されていることを周知しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月25日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事又は測量、設計等業務委託から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事又は測量、設計等業務委託から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事又は測量、設計等業務委託から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事又は測量、設計等業務委託から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事又は測量、設計等業務委託から適用する。